

令和6年度レッツスタディー！ウチナーネットワーク事業
企画提案に係る仕様書

令和6年4月
沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課

1 委託事業名

令和6年度レッツスタディー！ウチナーネットワーク事業（以下「本業務」という。）

2 事業目的

本事業は、「沖縄県系移民の歴史」や「世界のウチナーンチュの日」等に関する学習の機会を提供することで、世界各地に広がる世界のウチナーネットワークの更なる継承と発展を図ることを目的としている。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日

4 事業予算額

- (1) 事業予算額は7,538,000円（税込）とする。
- (2) 委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、原則として精算払いを行うが必要に応じて概算払いに応じるものとする。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに県に提示すること。

5 委託業務内容

- (1) レッツスタディー！ウチナーネットワーク事業
別添「レッツスタディー！ウチナーネットワーク事業仕様書」参照

6 委託業務の経理等

- (1) 当該委託業務に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の用途を明らかにすること。
- (3) 委託業務の支出内容を証明する経理書類（業務完了報告書含む）は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、受託者の費用負担においていつでも供覧に供することができるように保存しておくこと。
- (4) 委託業務を実施する場合、原則、財産（備品等）の取得は認めない。

7 積算見積について

- (1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
- (2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。
※1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照)

(3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

① 直接人件費 (事務局職員の人件費)

ア 統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

イ 専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

ウ 専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

② 直接経費

ア 補助員人件費

イ 旅費

ウ 会場費

エ 謝金

オ 賃借料

カ 消耗品費

キ 印刷製本費

ク 通信運搬費

ケ その他必要経費 (※内訳等を明らかにすること。)

③ 再委託費

県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費

④ 一般管理費

「① 直接人件費」＋「② 直接経費」の100分の10以内とすること。

⑤ 消費税 (10%)

8 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

ア 契約金額の50パーセントを超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約に係る公募参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定めるその他簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

○その他簡易な業務

- ア 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- イ 原稿、データの入力及び集計
- ウ イベントやWEBサイト運営に係る通訳、翻訳業務
- エ イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配
- オ その他、県が簡易と決定した業務

9 著作権

- (1) 成果物の著作権及び使用权は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- (2) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。
- (3) 業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

10 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

11 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

12 成果物

(1) 業務完了報告書の提出

- ① 委託契約終了と同時に、業務に要した経費を明らかにする「委託業務経費使用明細書」を備えた業務完了報告書を提出すること。
- ② 事業報告書（現物5部及び電子データ1部）を作成し提出すること
- ③ 計上経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。その際、計上経費は、回数、単価、個数等、算出根拠がわかるように明記すること。

13 その他

- (1) 本事業を進めるにあたっては、必ず県（文化観光スポーツ部交流推進課）と協議し行うこと。
- (2) 受託者は県からの要請に応じ、調整会議等に参加しなければならない。出席に必要な費用も負担すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県（文化観光スポーツ部交流推進課）と協議すること。
- (4) その他、上記仕様書に示されていない事項については、県と受託者との協議の上取り決めるものとする。

別添

レッツスタディー！ウチナーネットワーク事業仕様書

(1) 指導者養成講座企画・募集・実施

① 周知・募集

ア 周知用のチラシを作成すること。

イ 学校や公民館、国際交流団体などに配布するとともに、SNS やホームページ等で周知を図ること。(ポスターは作成不要)

② 対象者、人数

対象者は高校生以上とし、1回あたりの参加者は概ね 20 名以内とする。

③ 内容

ア 「沖縄移民の歴史」「世界のウチナーンチュの日」「世界のウチナーネットワーク」などに関する学習を推進する指導者の養成やこれらの内容の認知(背景などの認知)を深めたい方向けの講座を実施すること。

イ 講座の内容に可能な限りワークショップやフィールドワークを盛り込むこと。

ウ 受講生が受講内容を活用した実践的な取り組みを行う際の支援を行うこと。

エ 各回ごとに振り返りの時間を確保すること。

オ 受講料は原則無料とすること。

④ 実施数

振り返りを含め、3講座以上実施すること。

上記①から④を踏まえ、具体的な取組について提案すること。

(2) 出前講座の企画・募集・実施

① 周知・募集

ア 周知用のチラシを作成すること。

イ 学校や公民館、国際交流団体など関係団体等に配布するとともに、SNS やホームページ等で周知を図ること。(ポスターは作成不要)

② 対象

県内学校、教育団体、国際交流団体、県や市町村が主催するイベント等

③ 事業実施校・団体との調整等

ア 講座実施に関する調整(日時、実施場所の確保など)を行うこと

イ 講座内容に関する調整を行うこと

⑤ ウチナーンチュ子弟等留学生等の活用に関すること

県が別途実施している海外ウチナーンチュ等の子弟留学生を本事業で活用するとともに、市町村研修生や JICA 研修生などの人材についての活用も検討すること

ア 留学生等を講師及び講座補助者としての活用を検討すること

イ 留学生等を活用する日時等について県・市町村担当者・関係機関との調整すること

⑥国際交流団体との連携に関すること

ア 講師や講座補助者としての参加を検討すること

イ 参加日時等について関係機関等との調整を行うこと

ウ 必要に応じて謝金を支払うこと

⑦内 容

ア 沖縄移民の歴史、世界のウチナーンチュの日、世界のウチナーネットワーク等に関する講座やワークショップを企画し、実施すること。

イ 沖縄県が制作したウチナーネットワーク関連のコンテンツも活用し、講座を実施すること。
(動画やパンフレットなど)

ウ 沖縄県系人と対面又はオンラインを通じた交流を取り入れ、世界のウチナーンチュを身近に感じられる内容も取り入れること。

⑧実施団体数又は実施人数

20 団体以上、受講者ワークショップ等参加者 500 人以上

上記①から⑧を踏まえ、具体的な取組について提案すること。

(3)事業実施後アンケート調査の実施

①対象者

上記(1)(2)の各事業参加者

②内 容

ア. アンケート項目の作成

アンケート項目については、県と協議して作成すること。

イ. 回収及び集計

実施後は速やかに回収し集計を行い、集計結果は事業報告書に掲載すること。

ウ. 結果分析

結果を分析して、次回以降の改善提案を行うこと。

(4)その他

事業の目的に関連した独自企画があれば提案すること。